

(加藤尚武・飯田亘之編『応用倫理学研究II』千葉大学教養部倫理学教室、1993年3月、pp.324-348)

「シンガー事件」の問いかけるもの

土屋 貴志

キーワード (1) 生命倫理学、バイオエシックス bioethics

(2) 安楽死 euthanasia

(3) 障害新生児 handicapped infant

(4) 生命の質 quality of life

(5) ナチズム Nazism

現代社会における応用倫理学および生命倫理学の役割を考える上で無視できない出来事に、ドイツ語圏で巻き起こったいわゆる「シンガー事件」がある。これは、応用倫理学と生命倫理学の先鋭的な論客であり、重い障害を持って生まれた新生児の安楽死を擁護するピーター・シンガーに対する激しい抗議運動であると同時に、反生命倫理学・反応用倫理学の運動でもあった。本稿はこの「シンガー事件」に関する考察を通して、今日における応用倫理学および生命倫理学の意義を考える。

### 1. 「シンガー事件 Singer-Affaere」のあらまし(1)

1988年2月、オーストラリアのモナシュ大学教授ピーター・シンガーは、翌年6月にドイツのマールブルグで行われるシンポジウム「生命工学・倫理学・精神障害」に講演者の一人として招待する旨の手紙を受け取った。このシンポジウムはドイツの知的障害者の親の会である「生活扶助 Lebenshilfe」とオランダの「ベッカー司教協会」が主催し、欧米諸国から遺伝学者、生命倫理学者、神学者、医事法学者を一堂に集めて行われるものであった。シンガーは招待を受諾し、併せてシンポジウムの数日後にドルトムント大学で「重症障害新生児は生きる権利を持つか?」という刺激的な題の講演を行う予定を立てた。シンガーをドルトムントに招いたのは特殊教育学の教授アンシュテッツ博士である。

ところが1989年5月末、ヨーロッパに発とうとしていたシンガーの許に、突然「生活扶助」からシンポジウムへの招待を取り下げる手紙が届く。ドルトムントでのシンガーの講演が、障害者の抹殺を宣伝するものだ、との非難にさらされ、マールブルグにシンガーを招いた「生活扶助」に対しても抗議が殺到していたのである。結局、障害者団体を中心とした抗議行動のため、ドルトムント大学の講演はもとより、マールブルグのシンポジウム自体も中止に追い込まれた。

その頃ドイツのマスコミではシンガー糾弾のキャンペーンが始まっていた。まず『シュピーゲル』誌が、抗議運動のリーダーであるフランツ・クリストフの文章をナチスの「安楽死」の写真と共に掲載し、シンガーの議論とナチスの論理との共通性を強調した。抗議行動には障害者団体のみならず、遺伝子工学や生殖技術に反対する団体、反核団体、緑の党、ドイツ社会精神医学会、左翼系組織なども合流し、全国的な盛り上がりを見せていく。シンガー非難の声が満ちるなかで、唯一中

立的な立場からシンガーの議論を紹介する記事を掲載した『ツァイト』紙は、クリストフが社屋のドアに自分の車椅子を鎖で繋ぐなど、抗議行動の標的となった。シンガーや彼を擁護する者に対しては「殺人幫助者 Toetungshelfer」(ベルリンの新聞『タツ taz』)、「殺人のアピール Aufruf zum Mord」(緑の党)、「ファシスト思想の所産 faschistischem Gedankengut」(『シュピーゲル』)といった罵声が浴びせられた。

シンガーに対する抗議運動は、やがて生命倫理学や応用倫理学、さらにはシンガーの思想的基盤とみなされた分析哲学に対する糾弾へと拡大する。ドルトムントにシンガーを招いたアンシュテッツ教授の解任を求める署名運動が起こされ、州政府は教授を召喚して事情を聴いた。ドイツ哲学会 die Allgemeinen Gesellschaft fuer Philosophie in Deutschlandは、討論の自由を擁護する声明に180人の署名を集めた(2)が、これは公表された途端に「致命的な哲学的自由主義」との非難を浴びる。1989年秋には、シンガーの『実践的倫理学 Practical Ethics』をテキストに用いようとしたデュイスブルグ大学の哲学の講座が、数週間にわたる組織的妨害に遭い、中止に追い込まれた。1990年6月には「医療における同意形成と道徳的判断」をテーマにしたヨーロッパ医学医療哲学会の年次会議が、脅迫のために会場をオランダに移す。ハンブルグ大学では、哲学研究所の応用倫理学担当教授を公募するための採用候補者による講義が、学外の学生や抗議者によって妨害され、その結果、応用倫理学の分野で活躍している哲学者は候補から外された。1991年2月にはフランクフルトで、ターミナルケアに関する円卓会議が、出席者の一人に対する抗議行動のために中止された。

オーストリアでも、「応用倫理学」をテーマに1991年8月に行われる予定だった第15回国際ヴィトゲンシュタイン・シンポジウムが取り止めになった。シンガーらの招待取り下げを求める抗議団体の脅迫にヴィトゲンシュタイン協会の会長が応じたので、混乱が避けられなくなったからである。さらにスイスでも、チューリヒ大学で1991年5月24日に行われた「動物の権利」に関するシンガーの講演が、聴衆の一部による妨害のために中止された。シンガー自身は、その模様を次のように描写している。

話をしようと立ち上がると、聴衆の一部、おそらく1/4か1/3くらいが、「シンガー出ていけ!シンガー出ていけ! Singer raus! Singer raus!」と叫び始めた。言われたばかりのことに返答することさえ許さないほど、道理をわきまえた討論の伝統を軽視する人々が、ドイツ語でこう叫んでいるのを聞いたとき、私は、ワイマール共和国の衰退期に台頭してきたナチズムに反対する議論を行おうとすれば、やはりこう扱われたに違いないと強く感じた。違うのは、叫び声が「シンガー出ていけ!」ではなく「ユダヤ人出ていけ!」だっただろうということだ。OHPはまだ使えたので、非常に強く感じたこの類似を指摘するために、私は書き始めた。ちょうどそのとき、抗議者の一人が背後から近づき、私の顔から眼鏡をもぎ取って、床に叩きつけて壊した。(3)

以上のように、事態はかなり深刻である。ドイツ語圏では、生命倫理学と応用倫理学の研究者は学問的生命すら危機にさらされている。ハンブルグ大学の例が示すように、職に就けない可能性があるばかりか、政府や財団には「違憲の」生命倫理学研究への資金援助を見直す動きがあり、

哲学の学部学科は生命倫理学とは関わりがないことを明らかにするよう求められているという(4)。

## 2.シンガーの障害新生児安楽死論

ところで、このような憤激を引き起こしたシンガーの障害新生児安楽死論とは、実際のところどのようなものであろうか。ドイツで非難の槍玉に挙げられた『実践的倫理学』を中心に、彼の主張をまとめる(5)。

### (1) 生命の価値

シンガーの倫理学上の立場は「選好功利主義 preference utilitarianism」と呼ばれ、行為の是非に関して、その行為の影響を受ける全ての関係者の利害 interest(利益)を平等に配慮し、関係者全員の諸利益を最大にする行為が正しいと考える。これは彼がオックスフォードで師事したR.M.ヘアから受け継いだものであるが、シンガー倫理学の最大の特徴は、このシンプルな選好功利主義原理をさまざまな実践的問題、なかんずく生命の問題に、きわめて首尾一貫して適用していく点にある。『実践的倫理学』で取り上げられた問題は、平等(人種差別、性差別)、動物の扱い(工場畜産、動物実験)、人工妊娠中絶、安楽死、南北問題、体制への不服従であるが、体外受精などの生殖技術について論じた著作も別にある(6)。

選好功利主義原理を現実の問題に適用する場合に最も重要なのは、誰が、どのような利害を持っているのかということである。当の行為の影響を受ける存在であっても、例えば無機物のようにそれ自身の利害を全く持たない存在もあれば、その存在自体にとって非常に重大な利害を持つ存在もある。生命の取り扱いについて考える際にシンガーは、生命の価値を、その生命のもつ利害の大きさに対応させる。そもそも利害とは、その存在自身の持つ欲求が満たされることである。例えば、感覚を持ち、快さと苦痛を感じる存在は、苦痛を避け快さを得ることを求め、この欲求が実現するかしないかということは、その存在自身にとっての利害になる。また、感覚に加えて理性と自己意識を持つ存在は、自分が将来どうなるかということに関して欲求を持つから、快苦に関する利害の他に、自分の将来に関する利害を持つ。一方、理性と自己意識はおろか、苦痛すら感じない存在は、いかなる欲求も持つことはないから、その存在自身は何の利害も持たないことになる。こうしてシンガーは、生命を大きく三つのカテゴリーに分ける。

第一のカテゴリーは、苦痛すら感じない無感覚の生命であり、これは配慮すべきそれ自体の利害を全く持たない。第二のカテゴリーは、苦痛と快さのみを感じる生命であり、これは快苦に関する利害を持つから、苦痛を与えないように配慮すべきである。第三のカテゴリーは、快苦の感覚に加え、理性と自己意識を持つ「人格 person」の生命であり、これは快苦に関する利害と自分の将来に関する利害を持つから、この両方の利害に配慮すべきである。こうして、配慮すべき利害は無感覚な生命、感覚的生命、人格的生命の順に多くなり、それに応じて生命の価値も、無感覚な生命よりは感覚的生命のほうが高く、感覚的生命よりも人格的生命のほうが高いことになる。

そしてシンガーは、あらゆる生命を以上の基準に基づいて価値づけようとする。その際に彼が対決するのは、ホモ・サピエンスという生物学上の種に属していることだけを理由にその生命に特別

な価値を与える伝統的な志向である。たとえ誰の利害でも同じ利害は同じように配慮すべきであるが、このことは人間以外の存在にも適用されなければ一貫性を欠く。白人でないという理由だけで有色人種の利害を無視する人種差別や、男性でないという理由だけで女性の利害を無視する性差別と同じように、ホモ・サピエンスでないという理由だけで動物の利害を無視するのは「種差別 speciecism」である。こうしてシンガーは、工場畜産、不必要な動物実験、捕鯨などに反対する「動物解放運動」を提唱する(7)が、この考え方は同時にホモ・サピエンスの内部にさえ無感覚な生命、感覚的生命、人格的生命というカテゴリー分けを持ち込むことになる。例えば、感覚すら持たない妊娠初期の胎児は、生物学的にはホモ・サピエンスの一員であっても、全く利害を持たないので、植物なみの内在的価値しか認められない。感覚はあるが理性や自己意識を持たない新生児、重度の知的障害者、植物状態の人などは、動物なみの内在的価値だけを認められる。一方、チンパンジーなどの高等動物は、理性や自己意識を持つと考えられるので、人間なみの内在的価値を持つといえる。そこで「例えばチンパンジーを殺すことは、深刻な障害があって人格ではない人間を殺すことよりも悪いことのように思われる」(97;129)ことになる。

ただし、以上の「生命の価値」はその生命自身にとっての価値(「内在的価値」)であり、他者によって付与された価値(「外在的価値」)ではない点に注意すべきである。シンガーが主に問題にしているのは、自分の《生》すなわち生きていることをその生命自身がどう価値づけるかということであり、彼が「生きるに値しない not worth living」というポレミックな言葉遣いをするときも、他者の判断ではなくその生命自らが生きることを望むかどうかをまず念頭に置いている。したがって、社会的有用性や経済的効率(負担の大きさなど)に基づいて生命を価値づけているとシンガーを論難するのは誤りである。社会的有用性や効率は本人以外の他者によって付与される価値であり、シンガーにとってこうした「外在的価値」は第二義的にしか重要でない。生命の価値づけはあくまでも内在的価値に基づき、外在的価値はその生命の取り扱いを決める際に副次的に考慮されるだけである。

もちろん、たとえ本人であっても自らの生の価値を値踏みできるかどうか(例えば、自殺の是非)は議論の余地があるし、さらに、コミュニケーションが取れない場合に、生命自身による自らの生の値踏みをどうやって他者が知り得るのかは大問題である。前者の点についてシンガーは自分の生の価値を自分で値踏みしてよいのは当然と考えているように思われる。また、後者の点については、その生命の内的状態を仮想するという方法に訴える。「一般に、もし意識レベルの低い存在と高い存在のいずれかを選ぶとするなら、意識的生活がより高度に発達していて、自己意識と理性の程度がより高い生を、人は選ぶだろう」(90;119)。感覚の有無は、神経組織の構造から推測し、我々に似た中枢神経系を持つ存在だけが苦痛を感じるという(8)。このような素朴な議論に対しては、十分に批判的検討を加える必要がある。

## (2) 中絶と新生児殺しの是非

さて、以上のような生命の価値づけに従うなら、人工妊娠中絶はもちろん、産まれたばかりの赤ん坊を殺すことさえ正当化されることになる。シンガーによれば、妊娠18週未満の胎児は神経組織が未発達で感覚能力がないと考えられるので無感覚な生命のカテゴリーに入り、植物と同じよ

うに内在的価値を全く持たない。また、妊娠18週以降の胎児や産まれたばかりの赤ん坊は、感覚は持つけれども理性や自己意識を持たないので、単なる感覚的生命にすぎず、下等動物と同じくらいの内在的価値しか持たない。そして、生命を殺すことの道徳性は、基本的には殺される生命の内在的価値に従って評価され、同じ内在的価値を持つ生命の殺害は、もし外在的価値が等しいなら、同じ道徳的評価が下される。よって、外在的価値を度外視するなら、妊娠18週未満の人工妊娠中絶は植物を殺すのに等しいことであり、妊娠18週以降の中絶や新生児殺しは下等動物を殺すのに等しいことである。

ここで「種差別」を避け道徳的評価を首尾一貫させるためには、二つの道が考えられる。その一つは、植物や下等動物の殺害も許されない、という絶対的な生命尊重の立場を取ることである。この場合には、我々が生きるために植物や動物を殺して食べることも許されないから、石油蛋白のように無機物から合成された食物だけを食べる場合を除いて、我々は許されざる悪に日々手を染めながら生きていくことになる。一方、もう一つの道は、植物や動物を殺すことは許される、という立場を取ることである。シンガーはこの道を進み、まず、植物には内在的価値はないのだから、(外在的価値を度外視するなら)殺しても不当ではないとする(こうして肉食主義は正当化される)。すると、妊娠18週未満の胎児を中絶することも、内在的には何ら不当ではなくなる。また、感覚を持つ動物を殺すことは内在的価値を持つ生命を断つことであり、むやみに行うべきではない。しかし、感覚的生命を殺すことが不当なのはその生命に苦痛を与えるからであり、苦痛を与えない殺し方をすれば、生命を断つこと自体にさほど問題はない。よって、妊娠18週以降の中絶と新生児殺しも、安易に行うべきではないが、行わざるを得ないのなら、可能な限り胎児や新生児に苦痛を与えない方法を取るべきだ、ということになる。

こうして、妊娠18週未満の中絶は無条件に正当化される。妊娠18週以降の中絶と新生児殺しについては、無条件で正当化されるわけではないが、生きていくために動物を殺さなければならぬ場合があるように、親や家族が重大な利害を持つなら、感覚的生命として胎児や新生児が持つ小さな利害は親や家族の利害に凌駕されてしまうので、いわば条件付きで正当化される。実際に我々は単なる嗜好や贅沢のために、胎児や新生児よりもずっと発達した生命である動物たちを、必要量をはるかに上回る莫大な数にわたり、残虐なやり方で殺している。もとよりシンガーはこの現状に強く反対しているのだが、我々が自らの道徳的評価を首尾一貫させるなら、「実際、肉を味わうために、[胎児よりも]はるかに発達した生命を殺戮する社会では、最も些細な理由による後期中絶でさえ、非難するのは難しい」(118;157)ということを受けざるを得ない。

ここで、(屠殺が正当化されるなら)新生児殺しが内在的に正当化されるのは、障害の有無とは無関係であることに注意すべきである。全く健康な赤ん坊でも、内在的には、殺していいことになり得る(ただし、子どもが人格になれば殺すことはできないから、シンガーは殺してもいい期間を生後一か月までに限定している)。「生後一週間の赤ん坊は理性や自己意識を持つ存在ではないし、人間以外の動物で理性・自己意識・意識性・感覚能力などの点で生後一週間・一月・一年の赤ん坊より優れているものは沢山いる。もし人格と同じだけの生きる資格を胎児が持たないなら、産まれたばかりの赤ん坊もその資格を持たず、赤ん坊の生命は、豚や犬やチンパンジーの生命よりも価値がないように思われる」(122-123;163)。もちろん、こう言ったからといってシンガーが赤ん

坊をどんどん殺すべきだと主張しているわけではない。彼自身もおそらく、赤ん坊を殺すことはこの上なく残酷で非道なことだと感じている。ただシンガーは、今日我々が新生児殺しを非常に強く非難するのはなぜかを考えて、この非難が新生児の内在的価値に基づくものではなく、新生児を愛し、いとおしむ我々の感情によって、新生児に付与された外在的価値に基づくものだと分析するのである。赤ん坊を殺すことは、ほとんどの場合、その関係者に甚大な悪影響を及ぼす。だからこそ、通常は、関係者全員の利害を配慮してみると、赤ん坊を殺すことは大きなマイナスになる。しかし、外在的価値を度外視してみると、新生児の生命の内在的価値は感覚のみを持つ動物の生命と同程度のものでしかない。すると、赤ん坊の存在に大きなマイナスの外在的価値が付与されるような場合、すなわち、関係者がみなその赤ん坊の死を望んでいるような場合が仮に存在するならば、そのときには関係者全員の利害の総計が、赤ん坊を殺すことを肯定する方向に大きく傾くことになる。シンガーは、赤ん坊が重い障害を持って生まれてきた場合にそういうケースが起こり得るといふ。

### (3) 障害新生児を殺すこと

「誕生という通常喜ばしい出来事が、両親や他の子供の幸福にとって脅威になるような障害もある。……その場合、新生児の死が両親に及ぼす影響は、新生児を殺すことに反対する理由ではなく賛成する理由になり得る」(132;174)。もちろん、両親が生きることを望んでいた、養子に引き取る人がいるなら、殺すべきではない。しかし、両親がその子が生きてほしくないと思っていて、しかも養子として育てる人が誰もいなければ、新生児を殺すことに反対する理由を見出すのは難しくなる、とシンガーはいふ。

ここでシンガーは、新生児の持つ障害の程度に従い、障害新生児を二種類に分けて考察する。第一のカテゴリーは、障害が極めて重篤で、苦痛に満ちた悲惨な生を送ることが確実な場合である。具体例として、『実践的倫理学』の中では重い二分脊椎を挙げているが、最近の論文では無脳症、18トリソミーを加えている(9)。このカテゴリーに入る障害新生児について、シンガーは次のように述べる。「重症の二分脊椎に苦しむ子供に深く関わっている医師の中には、この子供たちの生は非常に悲惨なので、延命のための手術を行うことは間違いだと考える人もいる。つまりこの子供たちの生は、生きるに値しないのである their lives are not worth living. ……もしこの判断が正しいなら、功利主義の原理に従えば、そのような子供を殺すのは正しいということになる」(133;175)。すなわち、延命手術をしても新生児の苦痛を引き延ばし増大させるだけなら、新生児自身にとっても死は救いとなる。したがって、両親が生かし続けることを特に望んだりしない限りは、一刻も早く死を迎えさせるほうが正しいことになる、という。

これに対し、第二のカテゴリーに含まれるのは、本人にとって「生きるに値しない」というほど重い障害ではないが、しかし健常に生まれた場合よりは「ずっと幸福の少ない」人生を送ると予想される場合である。具体的には、血友病、ダウン症などの場合がこれに相当する。この程度の障害の場合には、その生は明らかに「生きるに値する」ものであり、それなりに幸福な人生を送れると判断できる。すなわち、第一のカテゴリーに含まれる障害の場合とは異なり、新生児自身の生の内在的価値からは、死んだほうがよいという結論は出てこない。しかし、前節で見たように、新生児自

身の生の内在的価値は、現時点では、感覚的生命に等しい程度のものでしかないし、選好功利主義に立つ限り、新生児自身の利害だけを考慮するわけにもいかない。親や家族、共同体など、新生児の生死によって影響を受ける他の関係者の利害も平等に考慮しなければならない。そこでシンガーにとっての問題は、もし仮に親や家族が新生児の死を望んでいるとして、全ての関係者の利害を平等に配慮したとき、はたして新生児自身の微かな利害が他の関係者の利害に勝るのかどうか、ということになる。

この問いに対してシンガーは明確な解答を避けている。実際のところ、この問いに対する答は障害の程度や親・家族の事情、共同体の事情によって、ケース・バイ・ケースで異なるだろう。シンガーが最近の論文(10)で一貫して主張するのは、まず第一に親の選択に任せるべきだということである。しかし、実はこの主張に関しても、『実践的倫理学』の記述には曖昧なところがある。『実践的倫理学』と、ヘルガ・クーゼとの共著『赤ん坊は生きるべきか? Should the Baby Live?』は、障害児を育てるのは大変なので、おそらく次の子を産むのを諦めなければならないだろうという前提のもとに、当の障害新生児の生死によって左右されるこの「次の子」の利害について論じている。すなわち、もし障害新生児を殺すことで、健全な「次の子」を産み直すことができるなら、障害新生児の生を健常児の生に「置き換える」ことができるだろう、というわけである(!)。『実践的倫理学』でシンガーは、出生前診断による障害胎児の選択的中絶が一般に行われていることを引き合いに出して、産み直す選択を認めることのメリットを次のように強調する。「現在のところ、障害を持つ子供の生死を両親が選択できるのは、障害がたまたま妊娠中に発見された場合に限られる。両親の選択をこうした特定の障害の場合だけに限定する論理的根拠はない。もし、例えば生後一週間とか一ヶ月間、障害新生児は生きる権利を持たないものとみなすなら、出生前に知ることができるよりもはるかに多い、子供の状態に関する知識に基づいて、選択できるようになるだろう」(136-137;180)。しかし、この文章は「次の子」も関係者として含めてよいとする立場(「総量説 the 'total' version」)の功利主義を受け入れた場合の議論であることに注意すべきである。功利主義の解釈には「次の子」を関係者として含めてはならないという立場(「先行存在説 the 'prior existence' version」)もあり、この立場では、多少なりとも幸福な生を送っている障害新生児を殺すことは正当化できない。そしてシンガー自身は、この問題に関しては総量説に傾いているものの、『実践的倫理学』全体を見れば、先行存在説をはっきり退けているわけでもない。つまり、第二のカテゴリーの障害に関する『実践的倫理学』の記述は、選好功利主義原理の解釈が確定していないという点で、根本的に玉虫色であるといえる。ちなみに、『赤ん坊は生きるべきか?』では、はっきりと「次の子」を関係者に含めているので、シンガーは総量説を採用することに決めたようである。

以上の議論を経て、シンガーは次のように言い切る。「主要な論点は明らかである。障害新生児を殺すことは、道徳的には、人格を殺すことと同じではない。非常にしばしば、それは決して悪いことではない。」(138;182)

#### (4) 積極的安楽死の勧め

しかし、仮に百歩譲って障害新生児の死が望ましいということに同意したとしても、その子に敢え

て手を下して「殺す」と、その子が自然に「死ぬに任せる」とは、非常に大きな道徳的相違があるのではないかという疑問は禁じ得ない。すなわち、ある障害新生児の死をもたらすにしても、苦痛緩和処置以外の一切の治療を停止する「消極的安楽死 passive euthanasia」なら認められるが、致死量の薬を注射したりして速やかに死に至らしめる「積極的安楽死 active euthanasia」は認められないのではないか。

シンガーによれば、このような考えは「行為をすることによって悪い結果をもたらすのは不正だが、行為を差し控えることによって同じ結果が生じるのであれば不正ではない」という「作為／不作為論 the acts and omissions doctrine」に基づく。しかし、この「作為／不作為論」は正当か。患者の死を同じように意図するのなら、例えば、偶然に外れた生命維持装置のプラグをそのままにしておくことと、患者に致死量の注射をすることの間に、内在的な道徳的相違は見出せない。どちらも同じ結果を目指しており、責任を逃れられないことに変わりはない。〈前者は不作為だから不正でないが、後者は作為だから不正だ〉と言うためには「作為／不作為論」を自明の真理としなければならないが、これは明らかに論点の先取りである。

よって、作為と不作為の区別だけに基ついて消極的安楽死を擁護し積極的安楽死を非難することはできない。また、外在的相違を考慮するなら、死ぬまでに時間がかかる消極的安楽死は、新生児本人の死の苦しみを引き延ばし、両親に長くて辛い時間を強い、病院のスタッフや設備にも負担をかけるので、むしろ非人道的で不適切な方法といえる。かくしてシンガーは次のように結論づける。「消極的安楽死はしばしば死を引き伸ばすことになる。消極的安楽死は、死ぬべき人を選ぶ際に、本来なら無関係な要因(腸閉塞や容易に治療できる感染症)が入り込む。速やかで苦痛のない死が我々の目標であると認められるなら、この目標が達成されるかどうか決まるのを偶然に委ねるべきではない。死を選んだからには、可能な限り最もよい方法で、確実に死が訪れるようにすべきである」(153;202)。

このシンガーの議論は、J.レイチェルズの安楽死論(11)と軌を一にしている。シンガーは選好功利主義の立場に立つので以上の考察は帰結主義的観点からなされているが、行為の動機を重視する立場に立ったとしても同様の結論が導き出されるだろう。なぜなら、患者の死をもたらす意図が明らかなら、プラグを放っておくことも、注射をすることも、意図的に死なせた(すなわち「殺した」)ことには変わりがないからである。

もちろん、以上の議論を認めるとしても、積極的安楽死を正当とみなすことには、我々はなお躊躇を覚えざるを得ない。この我々の感覚は何に基づくのか。単に「作為／不作為論」が抜き難いという事実を示すだけなのか、それとも積極的安楽死を非とする他の倫理的根拠を明らかにし得るか。さらに十分な検討が必要であろう。

## (5) 具体的手続き

前節までの議論によって、障害新生児の積極的安楽死を正当化する理論的根拠は一通り提出された。しかし、実際にはどのような手続きを経て、誰が、安楽死の決定をなすべきなのか。この点についてシンガーは、『赤ん坊は生きるべきか?』で、ヘルガ・クーゼと共に具体的な提言を行っている(12)。



まず、障害新生児を死なせるべきかどうかを決めるにあたって、その利害に配慮すべき関係者は、障害新生児自身、家族、「次の子」、および共同体全体の四者である。共同体が関係者に含まれるのは、障害新生児を施設で育てる場合に、ある程度の費用負担が共同体に課されてくるからであり、その際に共同体としては、予算編成上、障害児の治療費と養育費ばかりを突出させるわけにはいかないからである。四者の利害が一致するならば問題はないが、対立する場合には、新生児本人の利害は医師によって判断され、その正確さを期すために審査委員会が設置される。家族および「次の子」の利害は両親によって表明される。

新生児の生死の決定権は第一に両親に与えられるべきであり、医師は両親に助言をする立場に置かれる。治療を続行しても結果的に悲惨な生しか見込めないと医師が判断し、両親がこの判断に基づいて障害新生児を死なせる決断を下した場合は、速やかに致死的処置が取られるべきである。一方、治療を続行すれば苦しみのない生活を送る可能性が大きいと医師が判断し、治療を続行させるよう助言したにもかかわらず、両親が新生児の死を望む場合には、新生児自身の利害を護るために、医師は審査委員会に通知することができる。審査委員会で調査した結果、医師の判断が誤りであるとの結論が下された場合は、両親の意向通りに安楽死の処置が取られるべきである。反対に、医師の判断を支持する調査結果が出た場合は、審査委員会は両親が養育権を放棄できるような途を摸索しなければならない。両親にその子の養育を強制することは、家族の利害を著しく損なうからである。養子を望む家族に障害新生児を引き渡すことができれば理想的である。もし養子として迎える家族がいなければ、スタッフの充実した、地域の小規模な施設で育てるべきである。大規模な施設に入れられて、苦痛に満ちた悲惨な生を送るくらいなら、新生児自身にとっては安楽死させられたほうがまだまだからである。また、共同体が小規模施設に十分な資金を提供できない場合には、引き取り手のない新生児は安楽死させられることになる。

このように、新生児本人の利害を医師と審査委員会が代弁する形になっているが、感覚的生命にすぎない新生児の利害よりも、人格的生命である両親の利害のほうが大きいので、第一の決定権は両親に与えられる。しかし他人によって養育される可能性がある限り、両親が新生児を殺すことは、新生児の利害に照らして認められない。だが共同体の利害は人格的生命の利害の集合なので、新生児の利害よりも重視される。したがって、どんな犠牲を払っても共同体は養い親や適切な施設を用意しなければならないわけではない。新生児本人の利害を代弁する医師および審査委員会は、結局のところ両親にも共同体にも、新生児の養育を強制できないのである。

### 3.シンガーは「ナチ」か？

以上のようなシンガーの障害新生児安楽死論を、我々はどう評価すべきか。シンガーの主張は7万人以上の障害者・障害児らを殺害したといわれるナチスの「安楽死」の再来だとする非難ほどの程度当たっており、どの程度外れているのか。この点について検討する。

#### (1) ナチスの「安楽死」の理論的背景とシンガー

ナチスの「安楽死」計画は、その本部の置かれた地名から「T4行動 Aktion T4」と呼ばれ、

1939年の第二次世界大戦突入前後に秘密裡に開始された(13)。その対象は障害を持つ乳幼児、精神病患者、身体障害者、聾啞者、病人などから、戦争の拡大に伴って、強制収容所囚人のうち「労働能力」のない者や「反社会分子」にまで広げられていく。殺害の人的・技術的なシステムはやがてユダヤ人絶滅収容所における大量虐殺に受け継がれた。その理論的背景は、ヒトラーの『わが闘争』と、1920年のビンディングとホッヘによる『生きるに値しない生命を抹消することの解禁』(14)から窺い知ることができる。

ナチズムの思想的な柱は周知のように、社会ダーウィニズムによって補強された極端な人種主義である。「人間の生存の最高の目的は、国家の維持やあまつさえ政府の維持ではなく、その種の保存である。」(15)ナチズムにおいて「種」とは、ホモ・サピエンスという生物種ではなく、人種を意味する。したがって「血と人種に対する罪は、この世の原罪であり、それに手を染めた人間たちの破滅である」(16)ということになる。「最も神聖な人権はただ一つだけあり、この権利は同時に最も神聖な義務でもある。すなわちそれは、血を純粹に保つよう配慮することである。それは、最良の人類を保存することで、人類のより高貴な発展の可能性を与えるためなのだ。」(17)この狂信からヒトラーは、他民族との混血を異常に恐れ、ユダヤ人やスラブ人の絶滅を図ることになるのだが、この人種主義は同時にドイツ民族の中にも人間の優劣のランク付けを持ち込むことになる。「原則的には、民族主義的世界観は自然の貴族主義的根本思想を抱き、この法則がすべての個体にまで適用されることを信ずる。それは単に人種間にある種々の価値の差異を認めるだけでなく、また一人ひとりの人間の価値にも差異があることを認める。」(18)「自分の健康のために闘争する力がもはやないなら、この闘争の世界で生きる権利もなくなる。この世界は力に満ちた“完全な者”のものであって、弱々しい“中途半端な者”のものではない。」(19)こうして、“中途半端な者”は、子を生む権利を奪われる。「ただ健全である者だけが子どもを生むべきで、自分が病身であり欠陥があるにもかかわらず子どもを生むのは恥辱にほかならず、むしろ生むことを断念するのが最高の榮譽である、ということに留意しなければならない。……国家は、明らかに病気を持つ者や、悪質の遺伝のある者や、それをさらに遺伝させる者は、生殖不能と宣告し、実際に生殖不能にすべきである。……肉体的にも精神的にも不健康で価値のない者は、その苦悩を自分の子どもの身体に伝えてはならない。民族主義国家はこの点で、巨大な教育活動をなすべきである。」(20)この政策は、ナチスが政権を掌握した1933年に「遺伝病子孫防止法」という強制的断種法として実行に移された。そして、ヒトラーが断種のみならず、“中途半端な者”の生命の抹殺までに手を染めたのが「T4」計画だったのである。

シンガーの障害新生児安楽死論をこのような狂信的なヒトラーの思想と比較するとき、まず明確にしておかなければならないのは、シンガーの議論の中にはナチズムの核である人種主義は存在しないことである。自らがオーストリア系のユダヤ人であり、祖父母のうち三人までを強制収容所で亡くしているシンガーにとって、「アーリア民族」の至上を説きユダヤ人の絶滅を訴えたヒトラーと同一視されるのはとても耐え難いことであろう。

しかし、シンガーの「生きるに値しない」という概念とその根拠についてはどうか。ここで問題になるのは、シンガーの生命の価値論と、ビンディングとホッヘの『生きるに値しない生命の抹消の解禁』の論理の近縁性である。ホッヘは重度の精神障害者(「精神的死者」)を殺してもよい理由に

ついて、他者に対して「何らの生産的活動もなさず、第三者の扶助が欠かせないほど全く無力な状態」にあることと、内的に「自分の人格を意識するようになる可能性を欠いている、すなわち自己意識を欠いている」ので「生への主体的要求をなすことができない」ことの二つを挙げている(21)。前者の理由は社会的有用性に関するものであるが、後者の理由は内的状態に基づくものであり、これは、殺害を事実上禁じられるだけの内在的価値を持つのは理性と自己意識を持つ人格的生命だけであるとするシンガーの論法にきわめて近い。

もっとも、シンガーは、障害新生児でも感覚はあるから、苦痛を与えるべきではないとされるだけの内在的価値は持っており、だからこそ苦痛に満ちた生が「生きるに値しない」というマイナスの価値を付与される(すなわち、死んだほうがよいとされる)と考える点で、厳密にはホッヘと同じではない。2-1で述べたように、シンガーの「生きるに値しない」という語は、生きることの内在的価値を評価したものであり、社会的有用性という外在的価値に基づく評価が濃厚なビンディングとホッヘの議論とは異なる。

また、十全な生命権を認められるのは理性と自己意識を持つ人格的存在だけである、という議論(いわゆる「パーソン論」)は、周知のようにシンガーだけの専売特許ではない。シンガー自身が再三弁明しているように、英語圏のバイオエシックスにおいて、重度障害新生児の積極的安楽死を容認する論者は少なくない(22)(23)。非宗教的なバイオエシックスの理論はほとんど「パーソン論」的構造を共有しているし、バイオエシックスのみならず、近現代の倫理学、さらには過去の倫理学のほとんどが、この枠組を前提にしているといっても過言ではない。人格と非人格を区別し、人格にのみ社会を構成する資格を認めるという図式は、自分の仲間属する者とそうでない者の区別を必要とする倫理学理論にとっては、避け難い帰結である。

もちろん、だからといってシンガーの議論が批判を免れるわけではない。しかし、シンガーや英語圏のバイオエシックスを批判するだけでは済まないことも今や明らかである。シンガーに対する批判は、やがて倫理学そのものの枠組に対する批判へと発展せざるを得ないほど、問題の根は深い。

## (2) 社会的有用論について

では、「穀潰し」といった社会的有用論、すなわち社会や共同体にかかる負担についての側面はどうか。シンガーは功利主義者であるから、絶対不可侵の権利という概念は立てないし、権利という概念そのものも便宜的にしか用いない(24)。したがって、関係者全員の利害を平等に配慮し、その総計を最大化するためには、権利を至上とする立場からは認め難いような取り扱いを、特定の者に関して認める可能性がある。新生児殺しの容認はその一つであろう。もっとも、権利を基底におく立場でも、M.トウリー(25)のように、新生児には生きる権利を認めないことがある。また、シンガーの立場では、新生児を殺すことは、新生児を不当に扱っていることにはならない。新生児自身はもともと微かな利害しか持っていないのであり、選好功利主義では、少ない利害には少ない配慮しか払わないのが正当な扱いなのである。

いずれにせよ、功利主義者シンガーは、共同体にいかなる負担を強いてでも一人ひとりの人権を守るべきだとは考えないし、場合によっては、多数者のために少数者を犠牲にするような方策を

正当化する可能性もある。しかし、このような含意を持つ功利主義に立つからといって、それだけでシンガーを非難するのは行き過ぎである。社会資源が本当に限られている場合や、犠牲を出すことがどうしても避けられない場合など、真の意味での限界状況では、最低限の公平を確保し犠牲を最小限に食い止めるために、利害の少ない者から我慢してもらう、という発想は不当ではない。すなわち、本当の限界状況において、そしてその場合にのみ、功利主義的切り捨て策は妥当性を持ち得る。問題は、まだまだ犠牲者を出すほど切迫した状況ではないのに、度々それを本当の限界状況と誤認することである。例えば、ナチスは障害者の社会的負担を過大に見積もったプロパガンダを盛んに行った。これは悪質な例であるが、社会資源の限界を説く言説は、しばしばその限界を近いところに置きすぎる傾向がある。少数者の利害を不当に踏み躪る危険性が大きいので、共同体の資源の限界を見極めるのはくれぐれも慎重でなければならない。

では、シンガーの障害新生児安楽死論では、具体的にはいつ、どのように、社会資源の限界が語られているか。2—(5)で見たように、具体的手続きの中で共同体の利害が関わってくるのは、新生児本人の利害に照らして殺してはならないと判断されるが、親の利害からすると育てることができず、養子に引き取る人もなくて、施設で引き取らねばならない場合だけである。しかし、共同体も親と同様に、何としても新生児の生命を助ける義務を負うわけではない。親が新生児の養育を拒否した場合、新生児の生命は共同体がどのくらい社会資源を提供するかに左右される。共同体がケアの行き届く小規模施設を提供する意志がなければ、新生児を待ち受けるのは悲惨な生であり、それならいっそ死んだほうがまだということになって、安楽死させられてしまう。しかしこれは、ナチスの「安楽死」のような、国家が直接新生児の生死を決定する体制ではない。そもそもナチス政権下では、国民の意向が反映されるような民主的手続きは全く確保されず、親の意志の入り込む余地すら全くないままに、国家(ナチス)が全てを決定し実行した。これに対しシンガー(およびクーゼ)の提案では、第一の決定権を与えられているのは親である。しかも、新生児自身の利害が、医師と審査委員会という二段構えのシステムによって判断され代弁される。この点を評価する限り、シンガーの提案をナチスと同一視することはできない。

しかも、シンガーとクーゼの提案でいう「共同体」とは、ナチズムでいうような「国家」のことではなく、我々自身がそこに暮らし、社会生活を営んでいくコミュニティのことである。我々の共同体がはたして暖かい小規模施設を障害新生児に提供できないほどの限界状況に置かれているかどうかは、住民である我々が十分に監視していかなければならない。共同体の利害とは実は我々の利害であり、我々自身が障害者に対してどのようなまなざしを向け、どのくらい資源を提供する用意があるかが、障害を持って生まれてくる新生児の生死を決める。このように主体的に解釈していくとき、シンガー自身は、障害を持つ人々にどのようなまなざしを向けていくのか。

最も問われなければならない点はここである。我々は、障害と共に生きる人々に、どのようなまなざしで関わっていくのか。ナチスが障害者に注ぐまなざしは、恐ろしいほどに冷たかった。ナチスは、障害を持つ人々を人間とはみなさなかつた。では、シンガーはどうか。これは本人に会って聞いてみなければ確実なことはいえない。しかし、『赤ん坊は生きるべきか?』の中で、障害児を育てることがどれだけ親や家族に負担になるか、次々とデータを並べて訴える(26)シンガーのまなざしは、お世辞にも暖かいとはいえないように思う(27)。

障害を持って生きることは、本当はどういうことなのだろう。ダウン症や血友病と共に生きることは、本当はどのくらい辛いことなのだろうか。ダウン症や血友病の子どもを持つことは、本当はどのくらい大変なことなのだろうか。一般には知られていないし、私も詳しくは知らない。知らないことが、障害の暗いイメージを増幅させる。我々は、障害を持って生きることがどういうことなのかについてほとんど知らず、あまりにも貧しいイメージしか持っていない。ここに障害者問題の根がある。何よりもまず、知ること。知って、それをありのままに受け止めること。そして、障害についてのイメージを豊かにしていくこと。これこそ、ナチスの「安楽死」の再来を防ぐ、最も効果的で確実な途である。

### (3) 「滑りやすい坂」の議論について

シンガーはすでに『実践的倫理学』において、積極的安楽死を一旦認めれば、やがて障害者や老人などの殺害まで認めるようになるだろう、といういわゆる「滑りやすい坂 slippery slope」の議論(これを「事実に関する〈滑りやすい坂〉の議論」と呼ぶことにする)に対し、一節を割いて反論している。それによると、「安楽死が医療の専門家のメンバーによって、補佐の医師の同意を得た上でのみ行われるならば、人を殺そうとする傾向が共同体全体にむやみに広がることはないだろう」(156;207)し「ある範疇の人間の殺害を認める態度が、他の範疇の人間の殺害に対する制限を崩壊させるに至る、ということを示唆する歴史的証拠はほとんどない」(157;207)。また、最近の論文では、出生前診断に基づく選択的中絶や遺伝相談を非難するドイツ国内の動きに触れ、「これらは、障害者が生まれてくることを許さないがゆえに、障害者の生存権を否定するものだ」という障害者たちの論理に対し、「正当にも、この世に生まれてくる子どもたちが、人並みの最低限の生活を送る上で恐るべき障壁に直面しないで済むようにすることと、生き続けたいと欲している人格に生きる権利を否定することとは、全く別のことである。一方、もし、重度障害児を生まないようにするのはみな、不当にもある生命を他の生命よりも悪いと判断しているのだ、というなら、その判断は必要でも適切でもあると返答できる。そう答えなければ、脚の不自由な人の生は我々自身の生より生きるに値しないと判断することになるから、我々が脚を折っても治療すべきではない、ということになってしまいうだろう」と反論している(28)。ここで言及されている選択的中絶反対の論理は、日本で1970年代前半に優生保護法改訂(なかでも胎児条項追加)の動きに反対して展開された障害者運動の論理(29)に等しい(これを「価値判断上の〈滑りやすい坂〉の議論」と呼ぶ)。以上二種類の「滑りやすい坂」の議論を順次検討する。

#### ① 価値判断上の「滑りやすい坂」の議論

障害者の論理に対する上記のシンガーの反論は、以下のような異なる二つの推論に基づく判断を混同しているように思われる。それは、

大前提: 障害はないほうがいい

小前提: ある存在Xは障害を持つ

結論: Xの障害をなくしたほうがいい……判断(a)

という推論と、

大前提:障害はないほうがいい

小前提:ある存在Xは障害を持つ

結論:Xの存在をなくしたほうがいい(=Xはいないほうがいい)……判断(b)

という推論である。

脚を治療するのは当然だという(30)シンガーの主張は、判断(a)が正当であると言っているにすぎない。しかし、障害を持つ胎児や新生児を殺すことは、判断(a)ではなく判断(b)に基づく行為であり、これを「この世に生まれてくる子どもたちが、人並みの最低限の生活を送る上で恐るべき障碍に直面しないで済むようにやる」という言い方で、あたかも判断(a)に基づく行為であるかのように装うのは詭弁である。そして、判断(b)のXには、当然のことながら、障害胎児や障害新生児のみならず、障害児や成人の障害者まで含まれる。つまり、判断(b)を認める限り、「障害者はいないほうがいい」と考えているのは否定できない。

もちろん、「障害者はいないほうがいい」と考えているだけで、現に生きている障害者の抹殺を意図しているとはいえない。この点では、障害者抹殺の意図を否定するシンガーの主張は正当である。しかし、障害者が問題にせずにはいられないのは、前節でも述べたように、障害者をどのように見ているのかということである。心の底で「障害者はいないほうがいい」と考えながら同時に障害者の福祉を図っていくとすれば、それは「いないほうがいいのだが、いる以上は尊重する」という、いわばイヤイヤながらの二重規範に則らざるを得なくなる。シンガーの上記の反論も、現在行われているほとんどの障害者福祉政策も、この二重規範に則ったものであるが、そうである限り、障害者に対するまなざしは冷たいままである。このまなざしの冷たさに敏感であるからこそ、障害を持つ人々は、選択的中絶を当然とみなし障害新生児の安楽死を擁護するシンガーの論調に脅威を感じる。「いる以上は尊重していく」というお情けの歯止めがなくなってしまうと、残るのはまさしくナチスの「安楽死」の論理だけだからである。したがって、障害者としては判断(b)を認めることはできないし、もし出生前診断や選択的中絶や遺伝相談が判断(b)に基づくなら、それは非難せざるを得ない。

しかし、障害をもつ存在が完全になくなることはありえないので、判断(b)が導き出されないようにするためには、大前提である「障害はないほうがいい」という判断そのものを否定しなければならない。これは難しいことであるが、「障害はあってもいいのだ」「障害は個性なのだ」と捉える考え方も、すでに障害者の中から提出されてきている(31)。この考え方に立つことこそ、障害者に対する冷たいまなざしをなくすための根本的な方策である。ただし、「障害はないほうがいい」という価値観から「障害はあってもいい」という価値観に移行するなら、判断(a)もまた導き出されなくなる。つまり、推論が

大前提:障害はあってもいい

小前提:ある存在Xは障害を持つ

結論:Xの障害はあってもいい……判断(a')

に変わる。この事態をどう考えるべきか。

私は、これでよいのだと思う。障害があるからといって、苦痛に満ちた生を送ることを余儀なくされるわけではない。障害があることを苦痛とばかり考えるのは健常者の傲りである。〈障害すなわち苦痛〉ではないのだ。このことを理解すれば、障害は必ずしも除去すべきものではなくなる。功利主義において苦しみは定義上避けるべきものであるが、障害は必ずしも避けるべきものではない。例えば脚が不自由だからといって、苦しみの多い生を送るとは限らない。したがって、脚を折ったとき、治療しても構わないが、何が何でも治療しなければならないわけではない。それは本人の選択に任される。

もちろん、ほとんどの人は、折れた脚を治療するほうを選ぶだろう。しかしながら、障害を苦痛と同一視し、治療することが唯一の選択肢であるかのように語る社会では、障害者は単にその属性だけではなく、存在ごと否定されてしまう可能性が大きい。そのような社会、すなわち健康であることが義務とされ、病気や障害は極力排除する努力が払われた社会こそ、まさにナチスの第三帝国であった(32)。シンガーが健康を至上価値とする社会を志向しているわけではなからうが、しかし障害の否定的側面ばかり語る彼の論調は、障害者が生きにくい社会の再生産に荷担する効果を生んでいるとはいえる。

## ②事実に関する「滑りやすい坂」の議論

では、積極的安楽死の容認がナチスの「安楽死」のような障害者抹殺につながる、という議論についてはどうか。仮にシンガーの主張を実行に移すなら、殺すことに対する歯止めがなくなっていく、果てはユダヤ人虐殺のような事態に至る可能性が、現実にあるだろうか。

この問いに対する答は、社会の状況によって違う。ナチス政権下のドイツのように総統の命令がそのまま実行に移されてしまう社会と、民主的な決定がなされ、公の討議や正当な法的手続きが確保されている社会とでは、この種の「滑りやすい坂」の議論の妥当性は全く異なる。ただし、医療専門職の責任において、補佐の医師の同意を得て安楽死を行うという、シンガーの主張する手続きだけで十分とは思われない。とりわけ、和田心臓移植事件にみられたような医学界の密室性がなお問題とされる日本では、決定手続きをさらに公開すべきであろう。脳死判定と同様に、「生きるに値しない」という診断には決して誤診があってはならない。仮にシンガーの主張を現実化するつもりがあるなら、その診断の基準と手続き、決定を下す際の手続き、および安楽死実行の手続きについて、正確な情報に基づいた公開の討議を十分に積み重ねる必要がある。

ナチスの「安楽死」は、ヒトラーへの全権委任を認めたことによって可能になった。ナチスの台頭は、世界恐慌後の著しい経済的困窮、第一次大戦の敗戦国としての屈辱感、大ドイツ主義と反ユダヤ主義の伝統などにナチスがうまく取り入れたこともあるが、付和雷同と反対意見封殺の空気が一因をなしていたことも否定できない。この空気が現在でもドイツ語圏に存在することはシンガー事件の経過を見ても明らかである。しかし、ナチスのような政権を誕生させないためにも、ま

た、その「安楽死」や大量虐殺の悪夢を繰り返さないためにも、必要なのは正確な情報に基づく公開の討議であり、反対意見を尊重する冷静な議論である。

反シンガー・反生命倫理学・反応用倫理学の抗議行動の先頭に立つフランツ・クリストフは、『ツァイト』紙上の討論で次のように語っている。

“重度障害新生児は生きる権利を持つか？”我々が抵抗するのは、シンガー氏によるこうした問いかけに対してであり、これが今や公然と議論されることに対してであり、シンガー氏が講演に招かれることに対してであり、講演によってこのような考えが広く定着することに対してである。我々が生きる権利を議論することはできないのだ。なぜなら、思うに、特定の状況下で障害者が殺されてもよいかどうかという問いを立てれば、“然り”か“否”かの答が可能になるし、そうすれば“然り”と答える立場が一部にでも定着することになるからだ。我々は、この問いかけが定着することを望まない。この問いは、障害者以外の人々については決して立てられることはないはずだ。(33)

このように主張せざるを得ないクリストフら障害者の心情は理解できる。しかし、「場合によっては障害者は殺されてもいいのではないか？」という問いかけを、シンガーらの言説を封殺することによって一掃することはできない。残念ながら、「障害者はいないほうがいい」という価値判断は、シンガーやバイオエシックスの議論を公の場から隠すだけで根絶できるほど、根の浅いものではない。この価値判断を根本から覆すには、シンガーたちに公の場で反論し、辛抱強く冷静に自分たちの主張を明らかにしていくしかない。この意味でも、学問と言論の自由を盾に取って反対者たちを非難するシンガーの言い分は正当なのである。

#### 4. 「シンガー事件」の問いかけるもの

最後に、「シンガー事件」の経験が、生命倫理学および応用倫理学に対して提起した問題を若干指摘しておく。

##### (1) 学問と言論の自由

前節で述べたように、「滑りやすい坂」が懸念されるような生命倫理学上の事柄に関しては、坂を転がり落ちないようにするために、公開の討議を保障する言論の自由が欠かせない。だが、ことドイツに関しては、特にナチズムに関わる事項について、表現の自由が認められていないことがある(例えば、ナチ式の敬礼はドイツ刑法によって禁止されている)。これは、ドイツ基本法第139条の「〈ドイツ国民をナチズムおよび軍国主義から解放〉するために発布された法規定は、この基本権の規定によって影響を受けない」という条文に基づく措置である。つまり、ナチス的と判断された言説については、学問的研究や言論の自由が認められない可能性がある(34)。「シンガー事件」において政府が介入した背景には、このようなドイツの特殊事情がある。まして、最近のようにネオナチの活動が活発化している状況では、なおさら言論の自由の範囲が問題とされてくる。

前章で検討したように、シンガーにはナチズムと共通する部分がないわけではないが、これはシンガーだけでなくむしろ我々一人ひとりに内在する問題であり、シンガーがナチであるとは決して



いえない。しかし、ナチズムに対してすら、ある程度の言論の自由は認めるべきであろう。例えば、もしナチズムの思想書などを全て焼いたりしたら、我々はナチスの教訓を学ぶことすらできない(35)。ちなみに、「生活扶助」からシンガーに宛てたシンポジウム招待取り下げの手紙には、シンガーが安楽死に関する自分の見解を密室で説くのは構わないが、公の場で説くのは困る旨が書かれてあったという(36)。「生活扶助」によるこの区別が妥当であるかどうかはさておき、言説の内容のみならず、表現の仕方も問われてくるのは確かである。どのような言説が、どのような事情の下に、どのように表現されたとき、正当な規制の対象になるか。これはJ.S.ミル以来の古典的な倫理学上の問題であり、応用倫理学から規範倫理学へ改めて投げ返されてくる重要なテーマの一つである。

## (2) 「生命の質」論

3-1(1)でも述べたように、人格の生命と非人格の生命の扱いを峻別する「パーソン論」的な枠組は、ほとんどの倫理学に共通するものと思われる。この枠組が依拠しているのは、生命の「質」の差によって取り扱いを変えるべきだという発想である(この発想に表れている原理を「生命の質」原理と呼ぶことにする)。しかし、どんな生命でも生命である限りは等しく尊重すべきだという立場、ないしは、ホモ・サピエンスの生命に関してはその性質の如何に関わらず等しい取り扱いを確保すべきだという立場からは、「パーソン論」はいうまでもなく、質の違いによって取り扱いを変えるあらゆる発想が非難すべきものになる(この立場に見られる原理を「生命の神聖さ」原理と呼んでおく)。「生命の神聖さ」原理では、ある生命の取り扱いを決めるのはその生命がどの集合に属しているかということである。どの集合に属しているかということは、その生命が他の生命とどのような関係にあるかということの一表現と解釈できる。つまり「生命の神聖さ」原理とは、生命が他の生命とどのような関係にあるかということに応じて、その生命を取り扱う原理であるといえる。

「生命の質」原理にとっては、生命がどの集合に属するかということは、その生命を取り扱う場合に考慮されない。集合への帰属とは関係なく、生命の持つ性質が、その生命の取り扱いを決定する。例えば、「人格」と呼びうる性質を備えている生命なら、ホモ・サピエンスという種に属そうが、チンパンジーという種に属そうが、同じ「人格」として取り扱うし、感覚的能力しかなければ、ホモ・サピエンスの一員であっても(例えば新生児)同じ能力を持つ動物と同列に扱おうとする。しかし反対に「生命の神聖さ」原理にとっては、生命の持つ性質は、その生命の取り扱いを決める要素にはならない。例えば、ホモ・サピエンスに属する生命だけを尊重すべきなら、感覚的能力しかない新生児も、人格である成人も、同じように尊重すべきであり、ホモ・サピエンスに属さない生命は、いかに人格的性質をもっていようと、尊重する必要はない。このように、「生命の質」原理と「生命の神聖さ」原理は、本来全く相容れないものである。

シンガーは、「生命の質」原理を根本原理として採用し、この原理に基づいて決められる価値を「内在的価値」と呼んで重視する。そして、人間だけに「生命の神聖さ」原理を適用することを「種差別」として排斥する。シンガーにとってまず重要なのは個体としての生命が持つ性質であり、その個体と他の個体の関係に由来する価値は「外在的価値」と呼ばれて副次的な重要性しか持たない。こうした論理を首尾一貫して展開した帰結が、障害新生児の安楽死の擁護なのである。よ

って、もしシンガーの結論を根柢から理論的に反駁するなら、彼の根本原理である「生命の質」原理を拒否する必要がある。その場合、根本原理として「生命の神聖さ」原理を立てざるを得ないが、この原理を首尾一貫して展開すると、一体どのような帰結に至るのか。

2-2)で見たように、人間だけに「生命の神聖さ」原理を適用することは一貫性を欠く。「生命の神聖さ」原理は、文字通りにあらゆる生命、生きとし生けるもの全てに適用されるべきである。これは、人間や動物はもちろん、植物や昆虫、細菌やアメーバですら、同じ生命として尊重しなければならないことを意味する。しかし、我々は何らかの生命を殺さずには生きていけないので、我々の生は非常に「罪深い」ものになる。この帰結をどのように評価したらよいか。

ここで、「殺す」ことの意義が転回せざるを得ない。殺すことは、単に生命を奪うことではない。我々は、他の生命を殺すことによって、その生命によって生かされる。このように考えれば、我々は他の生命を殺すことの負い目を抑圧することなく、ありのままに受け入れて生きていける。生きることは、他の存在者から生命を預かり、その生命と共に生きていくこととして意義づけられる。

いうまでもなくこれは一種の生氣論であり、アニミズム的発想である。またこれは、殺される生命にしてみれば、とんでもない傲慢であり自己満足であるかもしれない。しかし私は、殺すことを単に生命を奪うこととみなす発想よりも、古くからあるこの生氣論的発想のほうに魅力を感じる。食べることは、単に栄養素を摂取するだけのことではない。たしかに、あらゆる食品が製造過程から切り離されスーパーの陳列棚に並べられる今日では、動物の肉ですら単なる蛋白質の固まりにしか映らないのも道理ではある。だがその肉は、屠殺され解体されるまでは、ぬくもりと息づかいのある生きた動物だったのである。シンガーの『動物の解放』や『アニマル・ファクトリー Animal Factories』(ジム・メイスンとの共著)は、まさにこの事実を思い起こさせる書である。ちなみにシンガーは、この事実の再認識から菜食主義へと向かうのであるが、菜食にしたところで、生き物を殺して食べることは変わりがない。苦痛を感じないものは食べてもよいという発想には、食べることを極力負い目のないものにしようとする姑息さが窺われる。ここには、障害の存在を避けようとする志向と同種の、自分の存在と行為をできるだけ「罪なき」もの、穢れなきものにしようとする志向がある。

食べることは伝統的に、呪術的な儀式の色彩を帯びていたはずである。それは、他の生き物を殺して口に入れることで、その生き物の生命を自分の生命と一体化させ、自分が生かされていくという、神聖な営みであった。我々はしばしば、食べ物を残してはいけない理由として、「食べられた生き物に申し訳ない」といった類のことを口にする。今日では「飢餓で苦しむ人々に申し訳ない」と言うことのほうが多いかもしれないが、少なくとも、日本に今ほど食品が溢れてはいなかった時代は、遠い国の同胞よりも、殺され食べられている目の生き物に注意が向けられていたように思う。シンガーは、飢餓に苦しむ人々に穀物を回すためにも菜食を勧めるのだが、食べ物を無駄にすべきでないのは、その食物を食べられなかった人たちに申し訳ないからと考えるよりは、殺され喰い荒らされる当の生き物に申し訳ないからと考えるほうが、より日常的で定着しやすいのではないか。殺した生き物への負い目を強く感じるなら、シンガーの動物解放運動が目指す、工場畜産や無用な動物実験を行わない方向へと、我々は進んでいくだろう。

殺すことと食べることの意義をこのように捉え直していくと、やがてカニバリズム(人食)について

の常識的なイメージを修正せざるを得なくなる。カニバリズムについて我々がまず抱くのは猟奇的で野蛮な印象であるが、もし食べることが他の生命を自分と一体化させることであるなら、カニバリズムこそ、その究極的な形態である。人間を食べることは、その人間の生命を自分と一体化させることになる。遭難の極限状況において人食を行った人々が、自分たちのしたことをまさにこのように意味づけた例があるという(37)。ちなみに、臓器移植にカニバリズムの要素があることは以前より指摘されている(38)。たしかに臓器提供者の生命と一体化したように感じるレシピエントの体験(39)は、カニバリズムの体験に近いのかもしれない。少なくとも、臓器を単なるモノでなく、提供者の人格と生命の担い手と考えることは、「生命の質」原理の帰結ではない。「生命の神聖さ」原理は、我々の心の深層に根差している。

シンガーやクーゼに代表されるように、英語圏の非宗教的なバイオエシックスでは、「生命の神聖さ」原理を批判して「生命の質」原理を説く傾向が顕著である。しかし以上のように「生命の神聖さ」原理を一貫して展開していけば、全く別の展望が開ける可能性がある。

### (3) 日本における反生命倫理学

ところで、ドイツにおける反シンガー・反生命倫理学の言説と同型の批判が、日本にも1980年代後半から存在している。これは脳死や選択的中絶、遺伝子工学などに反対して、障害者など社会的弱者の人権を守ろうとする人々の間から提出されているもので、彼らはいわば日本における「反バイオエシックス派」である。例えば、天笠啓祐は「生命操作を押し進めるイデオロギーとしてバイオエシックスがあるのだ」(40)と述べているし、安藤博行は「〈醜い人間〉〈金のかかる人間〉〈生産性のない人間〉等のような、社会にとって利用価値のない人間の治療放棄を正当化し、障害児(者)・弱者は〈生ませない〉〈生かさない〉ということ、この〈生命倫理〉が正当化するのである」(41)と断じる。こうした批判は、英語圏のバイオエシックスの主な論調が「パーソン論」に立っていることなどに向けられており、そこから、生命倫理学全体が弱者切り捨てのイデオロギーとして位置づけられている。

たしかに、シンガ一流の議論を安藤のように評価しても、全くいわれのないことではないのは、前章で見た通りである。また、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」(優生保護法第一条)という露骨な法律条文がなおまかり通り、かつて兵庫県で行われた「不幸な子どもの生まれない運動」のように、行政が先頭に立って選択的中絶を勧めていくことすら起こり得る日本で、もしシンガーのような論調が「欧米のバイオエシックス」として無批判に受け入れられ尊重されるならば、障害者へ向けられるまなざしは冷たくなる一方であろう。その意味で、バイオエシックスが含む危険な要素を指摘していくことは重要である。

賢明にも日本の「反バイオエシックス派」は、ドイツの反生命倫理学運動のような討論封殺の拳には出ていない。「従来神聖不可侵なものとして扱われてきた価値や倫理上の教説を疑わざるを得なくなる学問が生命倫理学なのだ」(42)とシンガーはいう。たしかに、自明視されていた前提を問い直し、実は自明ではないことを明らかにするのは、生命倫理学や応用倫理学のみならずおよそ哲学と呼びうる営みが持つ主要な機能である。しかし、この根柢的な問い直しの営みも、言論の自由が確保されず、公開の討議が行えないところでは、十分な成果を上げられない。それゆ

え、学問領域としての生命倫理学および応用倫理学は、何よりもまず、さまざまな立場の者が集まって意見を自由に交わし合う、開かれた討議の場でなければならない。これこそ我々が「シンガー事件」から学びうる最大の教訓である。

#### 註

- (1) 「シンガー事件」の背景に関しては、市野川容孝、「ドイツがシンガーを沈黙させたことについて」および Bettina Schoene-Seifert & Klaus-Peter Rippe, "Silencing the Singer" に詳しい。
- (2) "Erklaerung deutscher Philosophen zur sog. »Singer-Affaere«, " R. Hegselmann & R. Merkel (Hg.), Zur Debatte uber Euthanasie, SS.327-330.
- (3) Singer, "On Being Silenced in Germany," p.42.(邦訳 No.375, pp.46-47.ただし、訳文は必ずしも邦訳には従っていない。以下同様)
- (4) Schoene-Seifert & Rippe, "Silencing the Singer," p.22.
- (5) 以下、『実践的倫理学』からの引用はその頁数を(原書頁;邦訳頁)の順に記す。なお、シンガーの障害新生児安楽死論については、拙稿「種差別か、しからずんば能力差別か?」において検討を行った。
- (6) Walters & Singer, Test-Tube Babies; Singer & Wells, The Reproduction Revolution.
- (7) Singer, "Animal Liberation"; Animal Liberation; Mason & Singer, Animal Factories.
- (8) 『動物の解放 Animal Liberation』の第一版では、苦痛を感じる生命と感じない生命の境界線を甲殻類と貝類(軟体動物)の間に引き、小エビは食べるべきではないがカキは食べてもよいと述べる(邦訳pp.215-216)。もっとも、同書の改訂版では、貝類が苦痛を感じないというのも確実ではないから、貝類も食べないほうがよいと意見を改めている(new revised edition, p.174)。
- (9) Singer, "On Being Silenced in Germany," p.37.(邦訳 No.374, p.38.)
- (10) Singer, "Bioethics and Academic Freedom"; "On Being Silenced in Germany"; "A German Attack on Applied Ethics".
- (11) cf. Rachels, "Active and Passive Euthanasia"; The End of Life.
- (12) Kuhse & Singer, Should the Baby Live? Chap.8, esp. pp.189-190.
- (13) ナチスの「安楽死」の詳細については、木畑和子、「第三帝国と〈安楽死〉問題」、木畑、「第二次世界大戦下のドイツにおける〈安楽死〉問題」、宮澤浩一、「〈安楽死事件〉と西ドイツの刑事司法」を参照。
- (14) Binding & Hoche, Die Freigabe der Vernichtung lebensunwerten Lebens. 米本昌平によると、この書とナチスの「安楽死」との関係が強調されたのはニュルンベルグ裁判の被告弁護側の主張によるものであり、ナチスがこの書に直接依拠していたかどうかは定かではない。しかし、第一次世界大戦後のドイツにおける障害者抹殺論の典型を示しているこの書と、ナチス

の「安楽死」との内容的な共通性は明らかである。米本、『遺伝管理社会』、pp.170-171参照。

(15) Hitler, *Mein Kampf*, S.104.(邦訳上巻 p.146. 強調は原文のまま。以下同じ)

(16) *ibid.*, S.272.(邦訳上巻 p.353)

(17) *ibid.*, S.444.(邦訳下巻 pp.52-53)

(18) *ibid.*, S.421.(邦訳下巻 p.26)

(19) *ibid.*, S.282.(邦訳上巻 p.367)

(20) *ibid.*, S.446-447.(邦訳下巻 p.55)ちなみに、こうしたヒトラーの発想自体は、決して目新しいものではない。古典的なものとしては、プラトンが『国家』の中で、ソクラテスに「正しい国家」のビジョンを次のように語らせている。「ぼくの思うには、すぐれた人々の子供は、その役職の者たちがこれを受け取って困い[保育所]へ運び、国の一隅に隔離されて住んでいる保母たちの手に委ねるだろう。他方、劣った者たちの子供や、また他方の者たちの子で欠陥児が生まれた場合には、これをしかるべき仕方では秘密のうちにかくし去ってしまうだろう」(第5巻、460C. 邦訳上巻、p.369)

(21) Binding & Hoche, *Die Freigabe der Vernichtung lebensunwerten Lebens*, S.57-58.(米本、前掲書、p.169)

(22)H.T.エンゲルハート、R.G.フレイ、J.グローヴァー、J.ハリス、J.レイチェルズ、M.トゥーリー、H.クーゼなどの名をシンガーは挙げている。cf. Singer, "Bioethics and Academic Freedom," p.43, note 15; "On Being Silenced in Germany," p.38, note 11 (邦訳では省略); "A German Attack on Applied Ethics," p.90, note 6.

(23) それゆえ、バイオエシックスとナチズムの類似が、これまでしばしば問題にされている。cf. "Biomedical Ethics and the Shadow of Nazism"; "Contested Terrain: The Nazi Analogy in Bioethics".

(24)シンガー自身の言によると「道徳的権利という観念は、より基本的な道徳的考慮についての速記的表現として用いる場合を除けば、役立ったり意味のあるものだとは思えない」(81;107)

(25) cf. Tooley, "Abortion and Infanticide".

(26) Kuhse & Singer, *Should the Baby Live?* pp.146-155.

(27)最近になってシンガーが次のように述べているのは興味深い。「私は『実践的倫理学』を書いた時、障害者の関心のいくつかについて十分に敏感ではなかったかもしれない。」「『実践的倫理学』は目下改訂版を準備中であり、そこで私はこの欠陥を改めるよう試みる。」Singer, "A German Attack on Applied Ethics," p.89; p.91, note 15.

(28) Singer, "On Being Silenced in Germany," p.41.(邦訳 No.375, pp.45-46)

(29)立岩真也、「出生前診断・選択的中絶に対する批判は何を批判するか」、生命倫理研究会生殖技術研究チーム、『1991年度研究報告書「出生前診断を考える」』、pp.95-112を参照。

(30)シンガー自身も断っているように、この論法はもともとR.M.ヘアによるものである。Die Zeit Nr.33[11. August 1989], S.12. cf. Singer, "On Being Silenced in Germany," p.41, note 21.(邦訳では省略)

(31)安積純子、「障害は私の個性」、堤愛子、「〈あたり前〉はあたり前か?」、および安積ほか、

『生の技法』、pp.157-164などを参照。

(32)米本、前掲書、および米本、『先端医療革命』第三章を参照。

(33) Die Zeit Nr.29 [14. Juli 1989], S.9.

(34)以上の内容は、市野川、「ドイツがシンガーを沈黙させたことについて」、p.50を参照。

(35)ちなみに、私が昨年、シンガーとクーゼの *Should the Baby Live?* (1985, Oxford University Press) と、シンガーの *The Expanding Circle* (1981, Oxford University Press) を書店に注文したところ、絶版ということで入手できなかった。これは一体どのような事情によるのか訝しんでいる。

(36) cf. Singer, "Bioethics and Academic Freedom," p.34; "On Being Silenced in Germany," p.38. (邦訳 No.374, p.39)

(37)波平恵美子、『脳死・臓器移植・がん告知』、p.163.

(38)波平、前掲書、pp.160-166; 鷺田小彌太、『脳死論』、第六章.

(39)NHK総合テレビ、「プライム10・心の旅人(1) 臓器移植・手術の後で」(1992年10月26日放送)を参照。

(40)天笠、「なぜバイオエシックスなのか」、p.48.

(41)安藤、「21世紀に向けた〈医療〉と〈心理〉」、p.51.

(42) Singer, "Bioethics and Academic Freedom," p.43.

## 文献

Peter Singer, "Animal Liberation," *The New York Review of Books* April 5th, 1973.

(大島保彦・佐藤和夫訳、「動物の生存権」、加藤尚武・飯田亘之編、『バイオエシックスの基礎』、東海大学出版会、1988年、pp.205-220)

-----, *Animal Liberation*, Avon Books, 1st edition, 1975(戸田清訳、『動物の解放』、技術と人間、1988年); new revised edition, 1990.

-----, *Practical Ethics*, Cambridge University Press, 1979.(山内友三郎・塚崎智監訳、『実践の倫理』、昭和堂、1991年)

-----, *Praktische Ethik*, uebersetzt von Jean-Claude Wolf, Reclam, 1984.

Helga Kuhse & Peter Singer, *Should the Baby Live?: The Problem of Handicapped Infants*, Oxford University Press, 1985.

Peter Singer & Deane Wells, *The Reproduction Revolution: New Ways of Making Babies*, Oxford University Press, 1984.(加茂直樹訳、『生殖革命』、晃洋書房、1988年)

William A. W. Walters & Peter Singer, *Test-Tube Babies*, Oxford University Press, 1982.(坂本正一・多賀理吉訳、『試験管ベビー』、岩波現代新書、1983年)

Jim Mason & Peter Singer, *Animal Factories*, Crown Publishers, 1980.(高松修訳、『アニマル・ファクトリー』、現代書館、1982年)

Peter Singer, "Bioethics and Academic Freedom," *Bioethics* 4(1)[January 1990], pp.33-44.

-----, "On Being Silenced in Germany," The New York Review of Books August 15, 1991, pp.36-42.(市野川容孝・加藤秀一訳、「ドイツで沈黙させられたことについて」、『みずぎ』No.374 [1992.5]/No.375[1992.6])

-----, "A German Attack on Applied Ethics: a statement by Peter Singer," Journal of Applied Philosophy 9(1) [1992], pp.85-92.

Bettina Schoene-Seifert & Klaus-Peter Rippe, "Silencing the Singer: Antibioethics in Germany," Hastings Center Report 21(6) [November/December 1991], pp.20-27.

James Lindemann Nelson, "What Has History to Do With Me?" Hastings Center Report 21(4) [July/August 1991], p.2.

Rainer Hegelsmann & Reinhard Merkel(Hrsg.), Zur Debatte ueber Euthanasie, Suhrkamp, 1991.

Franz Christoph, "[K]ein Diskurs ueber 'lebensunwertes Leben!'" Der Spiegel 43(23) [5. Juni 1989], S.240-242.

Hans Schuh, "Laesst sich Euthanasie ethisch begruenden?" Die Zeit Nr.25 [16. Juni 1989], S.77.

Reinhard Merkel, "Der Streit um Leben und Tod," Die Zeit Nr.26 [23. Juni 1989], S.13-16.

Ernst Klee, "Von Menschen und Tieren," Die Zeit Nr.27 [30. Juni 1989], S.58.

"Exzess der Vernunft oder Ethik der Erloesung,"(Debatte) Die Zeit Nr.29 [14. Juli 1989], S.9-12.

Leserbriefe, Die Zeit Nr.29 [14. Juli 1989], SS.54-55./Nr.33 [11. August 1989], S.12.

"Bizarre Verquickung," Der Spiegel 43(34)[21. August 1989], S.171-173.

Klaus Doerner, "Wenn Mitleid toedlich wird," Der Spiegel 43(34) [21. August 1989], S.173-176.

"Protest gegen Vortrag von Euthanasie-Befuerworterin," Der Standard 10. Oktober 1990, S.11.

Lotta Suter, "Leben waer' eine prima Alternative," Die Wochenzeitung 19. April 1991, S.25/27.

Christian Muerner, "Denken-Schreiben-Toeten," Die Wochenzeitung 19. April 1991, S.26.

Udo Sierck, "Saeg, findsch es schoen?" Die Wochenzeitung 19. April 1991, S.26.

Aiha Zemp, "So eine kaeme heute nicht mehr auf die Welt," Die Wochenzeitung 19. April 1991, S.27.

Werner Leinfellner, "Jeder muss gehoert werden," Der Standard 30. April/1. Mai 1991, S.35.

Adolf Huebner, "Euthanasiediskussion im Geiste Ludwig Wittgensteins?" Der

Standard 21. Mai 1991, S.27.

Martin Stuerzinger, "Ein Toetungshelfer mit faschistischem Gedankengut?" Die Weltwoche Nr.21 [23. Mai 1991], S.83.

市野川容孝、「訳者解説・ドイツがシンガーを沈黙させたことについて」、『みすず』No.375 [1992.6]、pp.49-58.

Adolf Hitler, Mein Kampf, Zwei Baende in einem Band, Ungekuerzte Ausgabe, Zentralverlag der NSDAP, 1940.(平野一郎・将積茂訳、『わが闘争』、全2巻、角川文庫、1973年)

Karl Binding & Alfred Hoche, Die Freigabe der Vernichtung lebensunwerten Lebens: Ihr Mass und ihre Form, Verlag von Felix Meiner, 1920.

米本昌平、『遺伝管理社会』、弘文堂、1989年.

-----、『先端医療革命』、中公新書、1988年.

木畑和子、「第三帝国と〈安楽死〉問題——〈安楽死〉のいわゆる〈中止〉まで」、『東洋英和女学院短期大学研究紀要』26[1987]、pp.21-37.

木畑和子、「第二次大戦下のドイツにおける〈安楽死〉問題」、井上茂子・木畑和子・芝健介・永岑三千輝・矢野久、『1939——ドイツ第三帝国と第二次世界大戦』、同文館出版、1989年、pp.242-283.

宮澤浩一、「〈安楽死事件〉と西ドイツの刑事司法」、『世界』No.521 [1988.11]、pp.171-184.

保条成宏、「障害新生児の生命維持治療をめぐる刑法的問題 (1)」、『名古屋大学法政論集』140 [1992.3]、pp.151-195.

-----、「障害新生児の生命維持治療をめぐる刑法的問題 (2)」、『名古屋大学法政論集』144 [1992.10]、pp.401-447.

アルビン・エーザー、『先端医療と刑法』、成文堂、1990年.

"Biomedical Ethics and the Shadow of Nazism," Hastings Center Report 6(4) [August 1976] Special Supplement, pp.1-20.

"Contested Terrain: The Nazi Analogy in Bioethics," Hastings Center Report August/September 1988, pp.29-33.

Robert F. Weir, Selective Nontreatment of Handicapped Newborns: Moral Dilemmas in Neonatal Medicine, Oxford University Press, 1984.(高木俊一郎・高木俊治監訳、『障害新生児の生命倫理——選択的治療停止をめぐる』、学苑社、1991年)

James Rachels, "Active and Passive Euthanasia," The New England Journal of Medicine 292(2) [January 9, 1975], pp.78-80.(小野谷加奈恵訳、「積極的安楽死と消極的安楽死」、加藤・飯田編、『バイオエシックスの基礎』、pp.113-121)

-----, The End of Life: Euthanasia and Morality, Oxford University Press, 1986



(加茂直樹監訳、『生命の終わり——安楽死と道德』、晃洋書房、1991年)

Tom L. Beauchamp, "A Reply to Rachels on Active and Passive Euthanasia," in Tom L. Beauchamp & Seymour Perlin (eds.), *Ethical Issues in Death and Dying*, Prentice-Hall, 1978, pp.246-258.(守屋唱進訳、「レイチェルスの安楽死論に答えて」、加藤・飯田編、『バイオエシックスの基礎』、pp.122-134)

Joseph Fletcher, "Ethics and Euthanasia," in R. H. Williams(ed.), *To Live and To Die*, 1973.(菊池恵善訳、「倫理学と安楽死」、同上、pp.135-148)

Richard B. Brandt, "Defective Newborns and the Morality of Termination," in M. Kohl (ed.), *Infanticide and the Value of Life*, 1978.(山内志朗訳、「欠損新生児の生存権」、同上、pp.149-164)

H. Tristram Engelhardt Jr., *The Foundation of Bioethics*, Oxford University Press, 1986(加藤尚武・飯田亘之監訳、『バイオエシックスの基礎づけ』、朝日出版社、1989年)

Michael Tooley, "Abortion and Infanticide," *Philosophy and Public Affairs* 2(1) [Fall 1972].(森岡正博訳、「嬰兒は人格を持つか」、加藤・飯田編、『バイオエシックスの基礎』、pp.94-110)

プラトン、『国家』(上)、藤沢令夫訳、岩波文庫、1979年。

斎藤茂男編著、『生命かがやく日のために』、共同通信社、1985年。

安積純子、「障害は私の個性——共に生き、共に学ぶ」、神高教ブックレットNo.16、1990年。

堤愛子、「〈あたり前〉はあたり前か?」、『地域闘争』1989年12月号、pp.32-35。

安積純子、岡原正幸、尾中文哉、立岩真也、『生の技法——家と施設を出て暮らす障害者の社会学』、藤原書店、1990年。

生命倫理研究会生殖技術研究チーム、『1991年度生殖技術研究チーム報告書「出生前診断を考える」』、生命倫理研究会、1992年。

土屋貴志、「種差別か、しからずんば能力差別か?——ピーター・シンガーはいかにして障害新生児の安楽死を擁護するか」、『哲学の探求』第20号(第20回全国若手哲学研究者ゼミナール報告論文集)[1992.12]、pp.35-50。

波平恵美子、『脳死・臓器移植・がん告知』、福武書店、1988年。

鷺田小彌太、『脳死論——人間と非人間の間』、三一書房、1988年。

中野美代子、『カニバリズム論』、福武文庫、1987年。

天笠啓祐、「なぜバイオエシックスなのか」、『技術と人間』17(3)[1988.3]、pp.48-53。

安藤博行、「21世紀に向けた〈医療〉と〈心理〉——〈脳死〉と〈生命倫理〉を中心に」、『臨床心理学研究』24(3)[1987.1]、pp.51-63。

ドイツ語文献の大部分を提供して下さった市野川容孝氏に感謝します。

(加藤尚武・飯田亘之編『応用倫理学研究II』千葉大学教養部倫理学教室、1993年、

pp.324-348.)